

令和4年8月2日（令和4(2022)年度第13号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980

千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503

FAX 03-3581-6509

Mail hoikushikai@shakyo.or.jp

<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂にもなう対応について
- 第1回「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」が開催される（厚生労働省）

■ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂にもなう対応について

既に報道されているとおり、令和4年7月15日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、濃厚接触者の待機期間が変更されました（感染者と最終接触した日から5日間。2日目および3日目に抗原定性検査キットにより陰性が確認された場合には、エッセンシャルワーカーであるか否かに関わらず、3日目から解除が可能）。

この改訂を受け、7月26日に事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十七報）」が発出されました。また、同日、事務連絡「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」も発出されています。

事務連絡「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」では、今回の改訂を受けて、「濃厚接触者となった保育所の職員等について、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に検査を行い、陰性であった場合には、5日を待たず、待機を解除する」ことが改めて周知されています。

また、「全国保育士会委員ニュースNo.22（令和3年度）」でお知らせした「保育士等が濃厚接触者となった場合の取り扱いについて」で示されている、「外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童等（略）に必要な保育や教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった保育所等の職員が、下記要件及び注意事項を満たす限りにおいて、保育や教育等に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱いも可能」であることも改めて周知されています。（上記の「下記要件及び注意事項」は別添資料1をご参照ください）

同日発出されている事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十七報）」から、注意が必要なQ&Aを下記に抜粋します。今回は多くの

Q&Aが追記・修正されており、本ニュースに抜粋しているのは一部になります。全文は下記ホームページの「100」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

問3-1	子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。	<p>○ 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して5日間（※1，2）を目安としています。</p> <p>（※1）（略）</p> <p>（※2）（略）社会機能維持者であるか否かにかかわらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となりますが、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は5日間の待機となるものと考えています。</p>
------	-------------------------------	---

→ 今回の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、濃厚接触者の待機期間が変更になりましたが、乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定されていないことから、5日間の待機になると示されています。

問3-2	一般の事業所で感染者が発生した場合、その感染者の濃厚接触者を特定しないことを可能とする取扱いが示されたが、保育所では引き続き濃厚接触者の特定が必要であるのか。	<p>○（略）保育所等については、利用児童が必ずしもマスクを着用できない場合があるなど通常一般事業所で行われるような基本的な感染症対策が困難である場合もあるとして、地域の感染状況や感染防止対策の内容等を踏まえ、引き続き、濃厚接触者の取扱いについては、問2の取扱いのとおり、都道府県の保健衛生部局と市町村の保育部局が連携の上で、濃厚接触者を特定する方針を決めておき、それに基づき、その範囲の確認を行うこととしてください。</p> <p>なお、濃厚接触者の特定・行動制限については、これを行わないこととしている自治体もあり、こうした扱いは差し支えありません。このため、オミクロン株の特性や各地域における感染状</p>
------	---	--

		<p>況、保育所等における業務負担などを踏まえつつ、濃厚接触者の特定を行っている自治体においては、改めて、保健所を含む関係部局間で協議を行い、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性等について適切に判断するよう各保健衛生部局及び各保育部局宛てにお示しをしており、引き続き衛生主管部局との連携の下でその対応を御検討ください。</p>
--	--	--

→ 濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととしている自治体もありますが、そうした取り扱いは差し支えないこと、また、濃厚接触者の特定を行っている自治体においては、改めて保健所を含む関係部局で協議を行い、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性等について適切に判断いただくよう、その対応の検討を依頼しています。

<p>問 3-3</p>	<p>保育所で熱中症対策等の観点も踏まえ、マスクを外すようにしているが、この場合、感染者が出た場合、少なくともクラスの園児は濃厚接触者に該当してしまうということになってしまわないか。</p>	<p>○ 濃厚接触者については、保健衛生部局と連携して特定することとなりますが、(略) マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者を特定するのではなく、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染者の感染性を総合的に判断することとされています。</p> <p>例えば、近距離で 15 分以上継続した会話の有無や消毒・換気など周囲の感染対策の状況等を総合的に判断していただくこととされています。</p>
--------------	---	---

→ 「全国保育士会委員ニュースNo.04 (令和 4 年度)」で既報のとおり、子どもたちについては、「2 歳未満は、引き続き、マスク着用は推奨しない」、「2 歳以上は、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す」ことが示されています。今回の Q&A では、クラスで感染者が出た場合に、マスクをしていないことのみをもって濃厚接触者になるわけではないということが示されています。

■ 第 1 回「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」が開催される(厚生労働省)

令和 4 年 7 月 28 日 (木)、第 1 回「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」(座長：山縣文治氏 (関西大学 教授)) が開催されました。

本検討会には村松幹子会長がオブザーバーとして出席するとともに、今後開催されるワーキンググループに委員として参画します。

「全国保育士会委員ニュースNo.05 (令和 4 年度)」にて既報の児童福祉法改正においては、子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出

するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を導入するとされました。一定の実務経験のある現任者には、保育士も含まれています。

本検討会は、このことを受けて、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性や研修カリキュラム等を検討することを目的に開催されるものです。第1回では、検討会の概要の説明とそれを受けての協議が行われました。

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

○子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

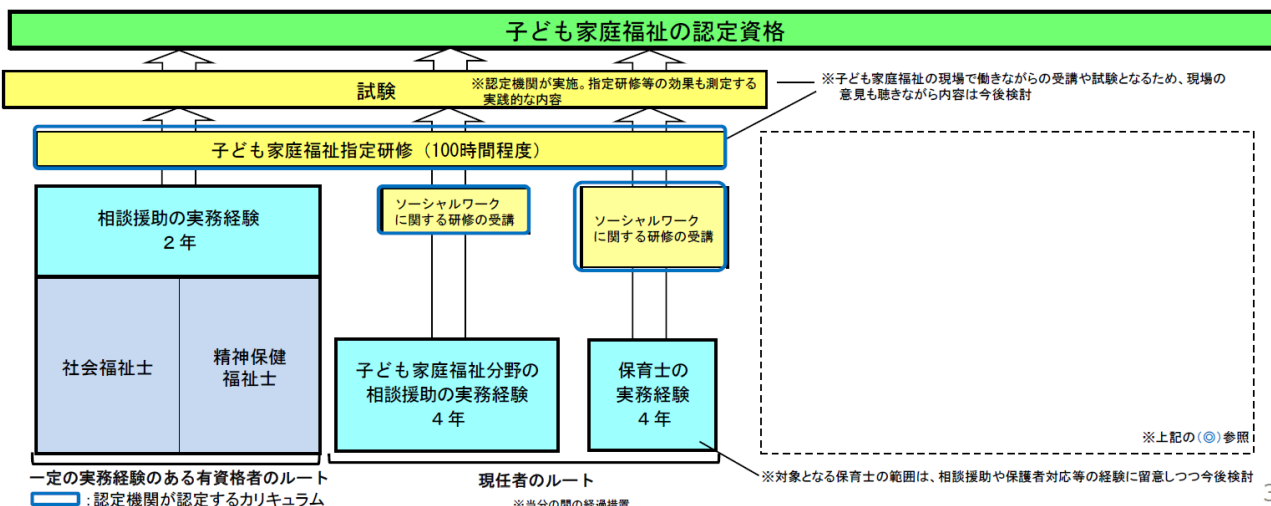
○この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

○新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



認定資格取得者の主な勤務先としては、児童相談所や子ども家庭総合支援拠点、児童福祉施設（児童養護施設、乳児院等）が想定されています。さらに、今後設置および整備される「子ども家庭センター」（児童やその保護者等への相談支援等を一体的に実施）や「地域子育て相談機関」（子どもやその保護者が気軽に相談できる身近な相談機関）についても勤務先として想定されています。

また、認定資格取得者に求められる専門性の案として以下が示されました。

【全国保育士会事務局抜粋】

子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性について（案）

1. 子育て家庭等に対する適切なソーシャルワークを行う能力

- 子どもや保護者等に対して相談援助等を行うに当たっては、対象者の状態等の十分な理解やコミュニケーション能力に加え、状況に応じて介入的な対応も行うことができる能力が求められる。
- このため、人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念や、面接とニーズ把握等の基礎的な能力に加え、迅速かつ適切な子どもの安全確保を目的

とした介入的ソーシャルワークのノウハウを有することが客観的に担保されるようなものとする。

2. 子どもの発達等に対する理解

- 子どもに関する様々な相談援助等を行うに当たっては、年齢や障害・疾病等を考慮した、子どもが育つうえで必要な基本的なニーズについての適切な理解が求められる。
- このため、子どもの発達等に関して適切に理解していることが客観的に担保されるようなものとする。

3. 支援に際して必要な関連制度等に関する理解

- 子どもや保護者等に対して相談援助等を行うに当たっては、一時保護等の措置の実施や子育て支援策の提供を念頭に対応する必要があることに加え、障害福祉・貧困・保健医療といった関連分野との適切で効果的な連携や協働等を行うことが求められる。
- このため、児童福祉制度や関連する福祉制度等に関して、相談援助等に求められる実践的な運用と理解が客観的に担保されるようなものとする。

第 1 回検討会においてはオブザーバーにも発言の機会があり、本会村松幹子会長からは、「子どもをめぐる状況が厳しくなっていることを実感している。目の前の子どもの利益を第一に考えなければならない」「委員の発言にもあったように、どのような保育士が資格を取得すべきなのかも含めて考えていきたい」等と述べました。

なお、今後の検討を進めるにあたり、出席した委員より以下の発言がありました。

【全国保育士会事務局整理（主なものを抜粋）】

- 保育士の実務経験による取得のルートについては、児童養護施設や乳児院等の施設で働く保育士と、保育所で働く保育士がいることを意識して整理することが必要である。
- 多忙を極める現任者が、受けやすく、取得しやすい資格がよい。
- イギリスの子ども・家庭ソーシャルワーカーの育成体系が、検討にあたって重要なたたき台になると感じる。
- 大学で学ぶソーシャルワークが現場に活かされづらい状況がある。研修の過程で、実務的な現場実習の機会が確保されることが必要。

今後は、ワーキンググループにおいて各論点に関する検討が進められ、令和 4 年度内に検討会において取りまとめが行われる予定です。

詳細は以下をご参照ください

- 厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389_00026.html